

令和3年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 令和4年2月17日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時34分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 本館 研修室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理者  
曾 田 成 則 委員  
トーリー 二葉 委員  
末 續 慎 吾 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長  
波多野 昭 雄 学校教育課長  
柳 田 美千代 子育て支援課長  
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長  
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長  
片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長  
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 5名
6. 付議事項  
議案第26号 令和3年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について  
議案第27号 大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則  
議案第28号 県費負担教職員の任免に係る内申について
7. 報告事項  
報告事項第1号 令和3年度文化財消防訓練の実施結果について  
報告事項第2号 児童文学講演会「“じいちゃんじてんしゃ”がしゅっぱつしんこう  
するまで」の開催について
8. その他

## (開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年度大磯町教育委員会第11回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項3件、報告事項2件でございます。

本日はまだお二人見えていませんが、もうじき見えると思いますけれども、3名おりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

### 【令和3年度第10回定例会の議事録の承認】

教育長) お二方、お見えになりました。

休憩を閉じて再開いたします。

それでは、はじめに「令和3年度第10回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和3年度第10回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりでございます。

本日の議事進行につきましては、議案第28号が人事案件となっておりますので、はじめに、議案第26号、議案第27号について審議し、次に報告事項第1号から第2号の順に扱い、最後に、議案第28号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

### 【議案第26号 令和3年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について】

教育長) それでは、議事に入ります。議案第26号『令和3年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第26号『令和3年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、本文については省略いたします。令和4年2月17日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第26号『令和3年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町教育委員会表彰規程に基づく表彰について、大磯町教育

委員会教育長事務委任規則第2条第1項第14号の規定に基づき、被表彰者の決定を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第26号『令和3年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』補足説明いたします。

まず説明資料をご覧ください。

説明資料の1をご覧ください。まず、被表彰者の推薦理由でございます。今回の被表彰者の推薦理由は、いずれも表彰規程第2条、第3号に該当する児童・生徒です。

大磯町教育委員会表彰規程及び文化・スポーツ優秀者(団体)表彰要綱に基づき、大磯町公立小・中学校の課外活動の一環として、令和3年1月から令和3年12月までに開催された各種大会に参加し、優秀な成績をおさめた個人及び団体の表彰対象者について、表彰選考委員会において選考された者でございます。以下資料2・3につきましては、表彰規程、表彰基準をそれぞれ説明してございますので、ご確認いただければと思います。

それでは、議案第26号を再度ご覧ください。

まず、(1)被表彰者の、①文化優秀者についてです。

国府小学校から、第23回日本演奏家コンクール第1位、鎌倉市教育委員会賞及びジュニアオーケストラ選抜の功績により、1名を推薦いたします。

次に、大磯中学校から、第44回神奈川県福祉作文コンクール優秀賞及び準優秀賞により、2名を推薦いたします。

続いて、国府中学校からは、第70回神奈川県吹奏楽コンクール中学校B部門金賞及び第27回東関東吹奏楽コンクール中学校B部門銀賞の功績により、30名を推薦いたします。

次に、②スポーツ優秀者についてです。

大磯小学校から、第31回神奈川県小学生ソフトテニス選手権大会高学年男子の部優勝により、2名を推薦いたします。

続いて、大磯中学校から、第55回神奈川県中学校総合体育大会及び第64回神奈川県中学校柔道大会女子52kg級優勝により、1名を推薦いたします。

最後に、大磯中学校から、第55回神奈川県中学校総合体育大会及び第57回神奈川県中学校ソフトテニス大会優勝により、8名を推薦いたします。

令和3年度の被表彰者の推薦は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

トリー委員) 質問ではないのですが、大磯の子どもたちはすごくのびのびと頑張ってくれているなど思っており、非常に優秀で誇りに思います。これからも毎年良い結果につながるように続いていくといいなと思っております。ありがとうございました。感想でございます。

濱谷委員) 感想を述べながら、少しだけ教えていただきたいことがあります。

まず、大磯中学校で福祉作文コンクール優秀賞、準優秀賞ということで、優秀な成績で嬉しい限りでございます。これは、大磯中学校全体の取り組みということで理解をし

てよろしいでしょうか。あるいは、学年全体の取り組みなのか。ちょっと教えてください。  
学校教育課主幹) 大変申し訳ございません。そこまでは把握はしていないのですが、  
も、おそらく学校で取り組んでいただいていることかとは思いますが。

濱谷委員) そうですか。優秀賞と準優秀賞ですからね。大変素晴らしい取り組みだろう  
というふうに理解させていただきました。

それから、今度はスポーツのほうですけども、教育長もソフトテニス部の顧問をさ  
れていたということで、これも教えていただきたいのですが、小学生のソフトテ  
ニス選手権大会とは、どういう内容のものでしょうか。中学生とか高校生とかはよく聞  
くのですが、小学生で大会があるんだ、とそう思ったのでちょっと勉強のために  
教えてください。

学校教育課主幹) 大磯町では昔からテニスが盛んでして、中学校の先生方を中心に、地  
域の方にもご協力いただいて、小学生にも指導していただいています。その大会に出場  
しての結果ということになります。

濱谷委員) それが中学校にも波及して優勝ということで、大変素晴らしい取り組みであ  
ると思います。

教育長) こういう表彰はどうですか。末續先生。

末續委員) 僕は熊本で育ちまして、表彰は中学校からしていただいたことがあったので  
すけれども、小学校でこういう風にしてもらえるということは、いい取り組みなのでは  
ないかなと思います。小学校の時に褒められるということは記憶に残りますので、大変  
いい機会だと思います。

教育長) ありがとうございます。

曾田委員) ソフトテニスについては毎年表彰式がありまして、伝統なんだなと。しかも、  
いつも優勝しておりますからね。歴代ずっと力を持っているクラブだなと思って感心し  
ております。もうじき表彰式があると思いますので、また楽しみにしております。

教育長) ありがとうございます。先ほどのご質問で福祉作文の話がありました。

中学校ではだいたい、夏の課題に人権とか福祉とか、そういうのを自分で選んで何か  
提出をすれば、これはいいなという作品を学校の中から、こういうコンクールに出して  
おく。それがこうやって地区とか県とかとなって賞をもらえるということです。今、作  
文コンクールというのはすごく重要なものだと私も思っておりますので、たまたまここ  
は福祉作文ですけども、人権の年もありますし、そういう点では、子どもたちのいい  
勉強の場になっているなど。そしてこうやって採用のたびに表彰していただけると、励  
みになるということは、本当にそのとおりだと思っております。

それと、先ほどソフトテニスの話が出てましたけれども、県のジュニアの大会という  
のは、ジュニアのチームが県内の各所にございまして、その中で競って、そして、ジュ  
ニアも全国までつながっておりますので、関東、全国と、子どもたちが活躍するという  
ことです。大磯の子どもたちも、指導者の方が本当に熱心にやって下さっているのも、  
本当にありがたいなと思っております。毎年、いい結果を出していただいて、それがま  
た中学校にもつながっていき、そして将来は県を代表する国体選手にたくさん大磯の卒  
業生がなっておりますので、これも本当に地元で根付いて、ありがたいことだと思っ  
ております。

他にはよろしいでしょうか。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 26 号について、原案ど

おり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 26 号『令和 3 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【議案第 27 号 大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則】

教育長) 続きまして、議案第 27 号『大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 27 号『大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則』、本文については省略いたします。令和 4 年 2 月 17 日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 27 号『大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則』の提案理由を説明いたします。

本案につきましては、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、新たな規則を制定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 27 号『大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則』、補足説明いたします。

まず、説明資料をご覧ください。1 ページ、規則の制定についての概要説明をいたします。

まず、「1 制定の経緯」についてです。

教師の長時間勤務の実態が全国的に問題となっており、大磯町においても小中学校ともに長時間の時間外勤務を行っている実態がございます。

大磯町では、令和 2 年度末からタイムカードにより勤務時間を客観的に把握するシステムを導入しておりますが、最も時間外勤務が多かった令和 3 年 6 月の記録では、各校における平均時間外勤務時間は、資料には記載してございませんが、次に述べるとおりでした。

大磯小学校63時間10分、国府小学校53時間15分、国府小学校生沢分校26時間18分、大磯中学校63時間22分、国府中学校88時間27分、国府中学校生沢分校38時間48分。

これは、フルタイムで勤務している教職員の 6 月の時間外勤務時間を合計し、教職員数で割った平均の時間になります。

こうした現状を受けて、文部科学省は令和 2 年 1 月 17 日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、各教育委員会に対して、教師の勤務時間の上限を定め、教育委員会規則等に反映させることを求めておりました。

大磯町におきましても、文部科学省の指針や教職員の長時間勤務の実態を踏まえ、大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を制定し、時間外の勤務時間、こち

らは以下、「時間外在校等時間」と言いますが、上限を定めることとしました。

次に、「2 時間外在校等時間の上限」についてです。

(1) 1月における時間外在校等時間については、上限を45時間と決めました。

(2) 1年における時間外在校等時間については、360時間と決めました。

最後に、「3 一時的又は突発的に時間外在校等時間が2を超える場合の上限」についてです。

(1) 1月における時間外在校等時間については、上限を100時間未満と決めました。

(2) 1年における時間外在校等時間については、720時間未満と決めました。

(3) 1年ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月から5月までの期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間外在校等時間については、80時間と決めました。

これは少し分かりにくい文言ですが、連続する2か月間から6か月間の平均の時間外在校等時間が、80時間を超えてはならないという意味です。

そして、(4) 1年のうち1月における時間外在校等時間が45時間を超える月数については、6月と決めました。

以上が大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の概要となります。

次に、2ページをお開きください。

資料2「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の抜粋でございます。

一番下のところ、第3条、教育職員の教職調整額の支給等の2の項目におきまして、「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。」との記載があります。

また、第3条第1項では、「教育職員には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」との記載があります。

この法律によって、教員の仕事の特殊性から、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給することは適切ではないとされたものの、その代わり、給与月額額の4%が教職調整額として支給されることになりました。

これは、私も教材研究はきりがないと考えておりました。また、先生方が情報交換する時間が夜遅くまで続けられていたりします。しかし、これをすべて時間外勤務と認めて残業代が支払われるかということ、それは難しいだろうという判断でこういった制度になりました。

この4%の根拠ですが、昭和41年度に文部科学省が実施した教員勤務状況調査がございまして、これは、週の平均の時間外勤務時間が当時1時間48分であったことから、これが給与の4%に相当するだろうとされたことに始まります。ただ現在は先ほど申し上げたとおり、教員の仕事が多様化、複雑化、増大化しておりまして、実態に合っていないというのは皆さんご承知のとおりです。

次に、資料の3ページをご覧ください。

資料3「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」でございます。

業務量の管理に関する規則を各教育委員会が制定する根拠となる指針であり、各教育

委員会が業務量を適切に管理し、働き方改革を進めることが記載されています。

少し長いですが、詳細は後ほどお読みいただければと思います。

補足説明は以上となります。

大磯町では引き続き教員の働き方改革を推進し、業務量の縮減に努めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

曾田委員) 今の問題は、総合教育会議でもこのテーマをやっておりまして、昭和 41 年の事例がありましたけれども、昭和 41 年はまだ団塊の世代のちょっと前なんですよ。団塊の世代からまた先生方はもっと忙しくなってますから、それを今日まで解消できなくてずっときてますからね。もうちょっと早めに考慮していかないと、町で対応できるのかできないのかは今のところ分かりませんが、それにこだわることなく、現実に合わせていくべきではないだろうか、総合教育会議を通じましても思っているところです。

トリー委員) 確かに、先ほどのお話しで先生方は研究熱心で、きりがないというのはその通りだろうと感じるところが非常にあって、頭が下がる思いですが、時間が長くなってストレスが溜まってくると、学校は勉強だけじゃないですから、生徒の日常のことにも関わってくる。あと、不登校のお子さんとか色々なお子さんがいらっしゃるので、様々な対応を含めて心が疲れ切ってしまうと体もまいってしまう。そうすると、先生が健全な状態でないと健全な教育はできませんので、やはりここはきちっと見直して進めていくべきだろうとつくづく思っております。これからもまた、色々こういうお話をすることもあるかと思しますので、引き続きよろしくお願いたします。

濱谷委員) 曾田委員からもお話しがありましたように、総合教育会議でも議論をしているところであるし、それから、たびたび定例会でもこういう働き方改革という話が出ています。いま主幹から具体的な 4 校の時間外の報告をされました。感じることは、膨大な時間外をされているんだと、率直に思ったわけでありました。

教員の調整額が 4% というのは昭和 41 年ということで、やはり変えなきゃいけないでしょうね。未来を生きる子どもたちを指導してもらおう先生たち、当然、先生たちも未来を生きるわけでありますので、やはり先生の仕事を、業務管理をしっかりしていきながら時間外の削減をしていかなければならないと思います。

確かに、国の指針が出されていますけれども、それからもう一歩進んで、未来を生きる子どもたちをしっかりと育成していくんだ、と。大磯らしく、地域の中における教育を考える上では、教育現場にいらっしゃる先生たちの業務をしっかり見直していかなくてはならないと思います。

コミュニティ・スクールも始まってまいります。先生たちの業務のほうも、中学校では道徳の教科があったり、小学校のほうでも教科化がはじまっていく、ICT 機器の導入に伴う勉強も研修もあったり、指導要領の改訂、それに伴う教育改革が進んでいるところでもあります。

そういうところにしっかりと視点をおきながら、大磯だからできる教職員の業務量を見直していくという、ここはぜひとも進めていくべきであるという風に思います。

以上です。

トリー委員) この話とはずれるのですが、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の関係で、学年閉鎖や学級閉鎖が相次ぎましたよね。その間の授業は ZOOM とか使って

少しやられたのでしょうか。どういう風だったか、何か問題はなかったか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

学校教育課主幹) 学級閉鎖あるいは学年閉鎖期間中の学習保障ですが、各校によって対応が異なるのですけれども、例えば国府中学校の事例として、ZOOM で授業を配信したということがございました。私も実際に授業に参加したのですけれども、先生の顔を映す端末と授業の内容を映す端末の2台体制で使うような形で、予備校の授業を見ているかのような、次世代の授業を実現されている学校もありました。

また、ある小学校では、1日1時間は授業を配信しようということで、これは緊急事態宣言の時も同じような対応をしておりましたが、先生たちがそれぞれ努力をしてライブ配信や、課題は端末を使って配信するなどしてオンライン授業に努めていたところがございます。

トリー委員) 何か通信トラブルとかは特になかったですか。ニュースとかでそういう学校もあったようなので。プリントがすぐに出ないで、なかなかスムーズにいかないってお話も伺ったりしているので、大磯はどうだったのでしょうか。

学校教育課主幹) 緊急事態宣言の時に、かなりテストのような形で各校は取り組めていたので、今回大きな通信トラブルなどの報告は受けておりませんでした。

トリー委員) 学びの保障ということがありますので、それではよかったです。ありがとうございました。

教育長) よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

末續委員) 質問なのですが、時間外労働を教職員の方が感じられている場面というのは、結果的に業務量が多くてそう感じているのか、日々我々がやるべきではないのではないかなと思っているところが多いのか、どちらなのか。両方あるとは思いますが、その辺は人間なので感じられている感覚としてはどちらなのかなと思ひ、質問いたします。

学校教育課主幹) まず必ずやらなければならない仕事として、私は小学校教諭なので小学校を例にご説明しますと、小学校の場合は基本的にはすべての教科を教えるので、5・6年生だと授業が1日6時間目までございます。専科の教員が担当するにせよ、その時間は教材研究もしておりますので、だいたい3時半位までは子どもたちがおります。その後、休憩時間が4時から4時45分までございまして、そこから保護者対応ですとか、子どもたちの提出物の確認をするので、物理的に先生たちができる範囲を超えているということがございます。今は色々な子どもたちがいますので、また、色々な保護者の方がいられるので、その対応が18時、19時、20時になってくるということもございます。これは必ずやらなくてはならないことです。

末續委員) 私は教員の免許を持っておりますし、教員の世界に関わること、教育委員ももちろんそうなんですけれども、関わることはあります。全国色々な講演だったり、陸上教室だったりとかで人に接するにあたって、一番依頼が多いことは、学校でどうしても手に回らないところを僕という立場に頼ってくれるのは、どちらかというと精神的なことが多いんですね。先生が目の前で教えていることの業務量が多いのだろうなど。そこに対する負担が物理的なことよりも、本当はそちらの方を時間をかけて教えたいからこそ時間外になってしまうのか、色々あると思ひます。

10年ちょっと前位から、私たちが現状教えられないことを何とかやってくださいというのを、教職員の方から言われることもあれば、私は実業団の子たちを指導する場面



もあるので、実業団の選手にも報告・連絡・相談のあり方を教えてくれということもあります。教員のようなことをやっていることもあるし、ただそれを現場単位で求めるとしたら、精神的なことで時間もかかるしエネルギーかかるから、物理的なことを含めた上でそれは不可能なので、大磯町の先生方は不可能なことを何とか頑張ってやっているのだらうなというのを思いました。ですので、そういうことを地域だったり、僕みたいな人間にお願いしてみたり、色々な角度から入っていくと楽になっていくのではないかなというのを思いました。

学校教育課主幹) 特に小学校では、先生方の若年化というようなものが進んでおりまして、20代・30代の先生が教諭でいうと90%を占めることになってしまいました。ですので、やはり社会経験が少ないということから、末續委員のような方に学校に入っていて、色々なことを子どもたちに伝えていただくということが大きな意味があることなのかなと思います。働き方改革とかの点でもですね。

先ほど末續委員から、必要ではないような仕事ということがございましたが、例えば、卒業文集はやらなきゃいけないのかとか、音楽会は絶対にやらなきゃいけないのかとか、法などに何か義務付けられていないものにまで、今まで慣例としてやっていたものにまで踏み込んでいかないと、これ以上は削れないなという実感はありますね。

例えば、大磯小学校では、通知表の1学期・2学期・3学期の所見を一気に削ってしまって、1・2学期は基本的には最低限しか書きません、3学期の最後にありますので。通知表は法的に位置付けられているものではありませんから、こういったことができるので、本当にそこまで踏み込んでいって、今までの「学校が何となくやるべきもの」を見直していかないと、これ以上は削れないかなと考えています。

濱谷委員) 今、主幹がおっしゃったように、確かに unnecessaryな部分があるだろうけれども、広島県の平川教育長が推し進めている改革、横浜の市ヶ尾中学校で校長として進められたわけですね。また、東京都の麴町中学校で、工藤校長が通信簿を付けない等々の改革を進めてきたけれども、確かに改革の意味はあるのだけれども、その一校だけを進めていくと、横浜の場合には、多くの中学校が困る部分があるんですね。なぜかという、地域があるんですね。

これから、コミュニティ・スクールを作っていくわけですから、コミュニティ・スクールの中でしっかりと議論をしていく。そして、学校の教員の方たちと円陣を組みながら、この行事は残していこうよ、これは大磯の培ってきた行事なんだから残していかななくてはならない。そして、削っていく部分に関しては、未来を生きる子どもたちのためにこういう行事を作ってあげようよ、こういうものを後世に残していくためのものを作っていこうよ。それも、今ICTが盛んに入ってきているわけですから、子どもたちが自ら機器を使いながら、本の編集をする機械もあるし、そういうものを導入していきながら、残すべきものはしっかり残していくべきなのかなと思います。

結論的には、コミュニティ・スクールの中で、しっかりと学校運営協議会委員の方たちと議論をしていきながら、残すべきもの、そして新しく作っていくべきものを、大磯の子どもたちの未来を生きるという視点で議論をしていく。そこに関しては、そんなに早急に進めなくてもいいのかなと思っているところです。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

曾田委員) 今、学校教育の中で色々な問題が起きていますけれども、団塊の世代がごっそりと抜けていったのですよね。その弊害が今出ているのだと思うんです。これは日本

全国一律の問題ですけれども、そういう中で、これから学校はどういうことをしていかななくてはならないかというのは、まだ解決されていないわけですね。今、学校に残っている先生方というのは、皆団塊の世代が抜けた後の若い人と、それに近いもうちょっと経験のある人たちぐらいで運営しているわけですよ。学校教育のちょうど曲がり角にもあるので、団塊の世代が抜けた穴をどうやって埋めていくのかというのが大きな課題だと思うのですけれども、今急に解決策は出てこないですよ、日本全国一緒の問題ですからね。ですから、そういうことを常に教育行政の中でテーマとしてずっと考えていくべきではないかと思っています。教育委員会にも大きな使命があると思いますね。今はそれ以上のことは言いませんけど、そのように思います。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがですか。

その話になると果てしないというか、総合教育会議でも皆さんにご意見を頂戴しております。

今、冬季オリンピックが開催されておりまして、私も昨夜の 12 時までカーリングを観ていまして、日本の若者はすごいなって、感心させられています。強いとか弱いとかいうことではなくて、やっぱり態度ですね。日本人は、素晴らしいなってお感じになる場面が沢山あるのではないかと思います。東日本大震災の時にもそうですけど、皆がきちんと順番を守って支給物資をいただくことができるということが、外国の人から見ると、どうして、って驚かれます。

やはり、私は小中学校の教育によるものだと、ずっと思っています。日本の教育が今までやってきたことがどういうことかっていうと、日本の先生は総合職なんですよ。ヨーロッパみたいに、学習だけ教えればいいという先生ではない。そこが、色々な問題が出てくる。生活指導だったり、例えば先ほどの音楽会だったり、話が出ていましたが、大磯小学校で音楽会をやめると言ったら、どうなるのって。私すごく驚きです、ってなると思っています。でも、そういうことになるかもしれない。そういう時代になってきているということは分かります。でも、先ほど濱谷委員がおっしゃったように、やっぱり残すべきは残すというところに、相当皆で議論していかないと先に進めないのかなと思います。

時間管理をすればいいかって、そんなことは誰も考えていないし、国は考えているかもしれませんが、私たちはそういう風には思っていない。学校の先生方は、時間管理をすればうまくいくっていうわけではない。ただ、時間管理をしなければならぬというのはよくわかる。その中で、何のためにやるかって、子どもたちのためにみんなやっているのですよ。時間を超えてやっているのも、明日、子どもにこれを教えたいなっていうのを 1 時間かける先生もいれば、3 時間かける先生も出てくるんですよ。それを時間管理で止められるかという、なかなか難しいことだと思います。

果てしない議論になりますので、このくらいにさせていただきますけど、ぜひ、色々なところでお話しをしていただきたいと思います。こういう規則を作ってやろうということで、一步前進させていただきたいという風に思っております。

それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 27 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 27 号『大磯町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

**【報告事項第1号 令和3年度文化財消防訓練の実施結果について】**

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号『令和3年度文化財消防訓練の実施結果について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第1号『令和3年度文化財消防訓練の実施結果について』、ご説明いたします。

裏面をご覧ください。

大磯町では、平成21年3月の旧吉田茂邸の消失を契機に、毎年、文化財消防訓練を実施し、貴重な文化財の防火を火災等の災害から守り、関係者はもとより、地域住民に文化財愛護に関する意識の普及と防火・防災意識を高めることを目的として実施してございます。

訓練は、令和4年1月22日の土曜日に、高麗地区にあります善福寺において、善福寺関係者をはじめ、消防本部、消防署、消防団本部及び消防団の協力を得まして、実施いたしました。

当日は、関係者及び報道を含め、49人の参加者がございました。詳細については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

**【報告事項第2号 児童文学講演会「“じいちゃんじてんしゃ”がしゅっぱつしんこうするまで」の開催について】**

教育長) 次に、報告事項第2号『児童文学講演会「“じいちゃんじてんしゃ”がしゅっぱつしんこうするまで」の開催について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第2号『児童文学講演会「“じいちゃんじてんしゃ”がしゅっぱつしんこうするまで」の開催について』でございます。

裏面をご覧ください。

児童文学講演会「“じいちゃんじてんしゃ”がしゅっぱつしんこうするまで」につきましては、記載のとおりとなります。

講師の五足萬氏は大磯町在住で、絵本『ちゃっくりかき』の著作もあります。

また、絵の作者である永山健一郎氏から原画10点を借用して会場内に展示いたします。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

ご存知のとおり、講師は名誉町民であるノーベル賞を受賞された大隅先生の奥様でございます。よろしくお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

**【議案第 28 号 県費負担教職員の任免に係る内申について】**

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。議案第 28 号『県費負担教職員の任免に係る内申について』が人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 28 号の審議については、秘密会といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) ただいま、秘密会において、議案第 28 号『県費負担教職員の任免に係る内申について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

**【その他】**

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、3月24日木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。3月は午後からの訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和3年度大磯町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和4年3月24日

教 育 長      熊 澤 久

---

教育長職務代理者      濱 谷 海 八

---

委 員      末 續 慎 吾

---

委 員      トーリー 二 葉

---

委 員      曾 田 成 則

---